

1. 議事日程（平成30年第4回北広島町議会定例会）

平成30年12月7日  
午前10時開会  
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	報告第17号	専決処分の報告について（農道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第5	議案第95号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第96号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第97号	北広島町手数料条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第98号	北広島町税条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第99号	農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例
日程第10	議案第100号	北広島町地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第101号	北広島町給水条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第102号	北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例
日程第13	議案第103号	指定管理者の指定について（北広島町豊平診療所）
日程第14	議案第104号	広島県市町総合事務組合理約の変更について
日程第15	議案第105号	財産の無償譲渡について（雄学館・同給食室）
日程第16	議案第106号	工事請負契約の変更について（上草田ため池災害復旧工事／工期延長）
日程第17	議案第107号	平成30年度北広島町一般会計補正予算（第4号）
日程第18	議案第108号	平成30年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第109号	平成30年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第110号	平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第111号	平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第112号	平成30年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第113号	平成30年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第24	議案第114号	平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第2号）
日程第25	議案第115号	平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第26	議案第116号	平成30年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第27	議案第117号	平成30年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第2号）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	濱田芳晴	2番	美濃孝二	3番	真倉和之
4番	湊俊文	5番	敷本弘美	6番	森脇誠悟
7番	宮本裕之	8番	山形しのぶ	9番	亀岡純一
10番	梅尾泰文	11番	室坂光治	12番	服部泰征
13番	伊藤淳	14番	中田節雄	15番	大林正行
16番	伊藤久幸				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	中原健	教育長	池田庄策
芸北支所長	清見宣正	大朝支所長	竹下秀樹	豊平支所長	益田智幸
危機管理課長	野上正宏	総務課長	畑田正法	財政課長	植田優香
企画課長	砂田寿紀	税務課長	浅黄隆文	福祉課長	細川敏樹
保健課長	福田さちえ	農林課長	落合幸治	商工観光課長	沼田真路
建設課長	川手秀則	町民課長	迫井一深	上下水道課長	中川克也
消防長	石井雅宏	学校教育課長	石坪隆雄	生涯学習課長	西村豊
会計管理者	畑田朱美	国土調査事務所長	堂原千春		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本伸次                      議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。今年も早いもので師走に入り、残すところ3週間余りと押し迫ってまいりました。また、12月に入り暖かく過ごしやすいい日が続いていましたが、今週末から寒波が日本列島を襲い、本町にも初雪が降るのではないかと予想がされています。しっかりと体調管理を行い、交通事故等にも気を付けたいものであります。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤久幸） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、14番、中田議員。15番、大林議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定について

○議長（伊藤久幸） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの13日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は、本日から12月19日までの13日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（伊藤久幸） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は、配付しておりますとおりでありますが、その中から若干申し添えておきます。北広島町議会において、初めての試みとして、議会報告会を北広島町内の4会場で開催しました。10月13日に八重総合センター、24日に豊平中央公民館、31日に芸北文化ホール、11月9日に大朝保健センター、各地域の会場ごとに雰囲気は異なりましたが、参加者の皆さんとそれぞれ活発な意見交換を行うことができ、大変有意義な報告会であったように思います。今後の議会活動の糧として、さらなるまちづくりの推進に寄与したいと考えております。なお、議会報告に関する資料については、議会事務局で保管していますので、ご覧いただければと思います。また来年度以降、よりよい議会報告会が開催されるよう、努力を重ねてまいります。次に、本定例会までに受理した請願・陳情等は、別紙請願・陳情受付簿のとおりです。会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託いたします。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が提出されております。お手元に配付したとおりです。以上で、議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） おはようございます。それでは行政報告をさせていただきます。資料の4ページ、企画課の関係でございます。人材育成事業、担い手大学、仮称でございますが、これにつきまして、検討を今重ねているところであります。第2次長期総合計画に掲げる、地域に根づき、未来を担う人づくりに基づいて担い手大学、担い手を育成していこうというものでございます。また、4ページの下段では、まちづくり懇談会ということで、10月に町内4会場

で実施をしております。担い手の育成についての意見を中心に開催をさせていただいたところ  
でございます。7ページをお願いします。Uターン奨励金ということでありまして、今年  
度4月から11月14日までの間に交付申請の上がった件数が9件という状況になってい  
るところでございます。10ページをお願いします。福祉課の関係でございます。北広島町子育て  
世代包括支援センター、ネウボラきたひろしまでございまして、面談、相談等の件数を  
月別に載せさせていただいております。8月が285件、9月が363件、10月が204件  
ということで推移をしているところでございます。子育て支援にもしっかり力を入れてまい  
りたいと考えておるところでございます。12ページをお願いします。保健課の関係ございま  
す。元気づくり推進事業についてであります。今年度4月から10月まで、今56会場で取  
り組んでおるわけでありまして、4月から10月までの間で参加者の延べ人数が1万8261  
人というような状況になっております。それから14ページ、介護予防普及の啓発事業であり  
ますけれども、8月から10月まででサロン等の出前講座を21会場で開いているという状況で  
ございます。16ページをお願いします。農林課の関係であります。新規就農総合対策事業と  
いうことで、町の認定研修生2名については、現在、町内に定住し、平成32年4月の経営開  
始に向けて、就農サポーターによる実践研修及び新規就農支援会議による座学講習を実施を  
しているところでございます。18ページをお願いします。商工観光課の関係であります。今年  
度、産業フェアを11月4日に千代田まつりと合同の開催ということで実施をしております。  
多くの来場者があったところでございます。20ページをお願いします。一番下段であります  
けれども、農泊推進事業ということで、今年9月に香港のABCクッキングスタジオと連携して、  
インバウンドをこれから増やしていこうということでの取り組みをしておるところであります。  
また、21ページからは農山村体験推進事業を載せております。国内の修学旅行、山海島体験  
活動、県内の小学生、それから23ページには、海外の修学旅行、インバウンドを書かせてい  
ただいておりますが、これから冬場の6団体の受け入れを含めて合計で2161人、3606  
泊の事業となる予定でございます。これらも受け入れ家庭がもう少し増やしていきたいとい  
うふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。24ページに、建設課の関係であ  
りますが、中ほどに地域施工支援事業ということで書いております。今年度11月14日現在  
まででありますけれども、一般分の申請受付件数が96件、それから、今年の災害分として34  
件あるということでございます。地域でまとまって、いろんな活動をしていただければと考  
えておるところでございます。それから、27ページをお願いします。上下水道課の関係であ  
ります。下段のほうでありますけれども、水道料金等検討委員会というのを設置をさせていただ  
き、7月から10月にかけて検討をいただいたところでもあります。10月31日には、提言書を  
提出をさせていただいております。私からの行政報告は以上でございます。教育委員  
会関係については、教育長から報告をさせていただきます。

○議長（伊藤久幸） 教育長。

○教育長（池田庄策） それでは教育委員会から報告を申し上げます。29ページをお開きくだ  
さい。まず、学校教育課でございますが、主要なもののみ報告をいたします。10月12日に山  
県郡小学校陸上記録会、安芸太田町と合同開催をしております。それから、下段にまいります  
が、北広島町小中学校エアコン設置工事設計業務につきまして、既に取りかかっております。  
30ページをご覧ください。生涯学習課でございますが、大変たくさんありますので、主なも  
のだけ申し上げます。まず、30ページの一番最初でございますが、ふるさと夢プロジェクト

事業でございますが、10月17日、千代田運動公園でモデルロケットの製作、打ち上げ等を行いました。町内小学校6年生143名が参加をしております。続きまして、33ページをお開きください。図書館運営事業でございますが、本館改修工事のため休館しておりますが、臨時の図書館を開いております。9月18日より、場所は、大朝保健センターロビーでございます。34ページをお願いいたします。中ほどでございますが、文化財保護審議会を11月7日に開催いたしまして、八重管絃祭及び原東大花田植が審議会の答申を受けまして、町指定の文化財ということになっております。36ページをお願いいたします。オリンピックホストタウン事業でございますが、ドミニカ共和国の柔道競技事前合宿が11月10日から22日の間で開かれました。選手は、ドミニカの代表チーム、男性5名、女性2名、コーチ1名による合宿が行われ、学校、高齢者学級等の交流も行っております。教育委員会からは以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第17号 専決処分の報告について

○議長（伊藤久幸） 日程第4、報告第17号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは報告第17号につきまして概要を説明します。議案集の1ページをお願いします。報告第17号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、農道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 2ページ、専決処分第14号について、建設課からご説明申し上げます。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。2、事故の概要は、平成30年10月15日午前7時ごろ、農道畑ヶ谷溝口線を走行中、道路陥没箇所を通過したことにより、左側前輪タイヤをパンクしたものです。3、和解内容は、（1）町は、相手方に対し、損害賠償として7938円の支払い義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。以上2点でございます。4、損害賠償額は7938円です。内訳は、タイヤの修繕費でございます。専決処分の報告については以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第95号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から

日程第11 議案第101号 北広島町給水条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第5、議案第95号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第11、議案第101号、北広島町給水条例の一部を改正する条例についてまでの7議案を一括議題とします。以上7議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第95号から議案第101号について、一括して説明します。議案集の3ページをお願いします。議案第95号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告に伴い、北広島町職員の給与改定等を行うため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集17ページをお願いします。議案第96号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告に伴い、北広島町における一般職の任期付職員の給与改定を行うため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集20ページをお願いします。議案第97号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、本条例で規定することが適当でない督促手数料の削除及び複写関係手数料を改正するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集23ページをお願いします。議案第98号、北広島町税条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、市町村税条例（例）と、本町条例を比較した差分につき、改正の必要がある部分を改正するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集46ページをお願いします。議案第99号、農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例について説明します。本案は、農村地域工業導入促進法の一部改正により、固定資産税の課税免除の措置を定めた条文が削られたため、本条例を廃止する条例について町議会に提案するものです。議案集48ページをお願いします。議案第100号、北広島町地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、地域再生法の一部が改正されたため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集51ページをお願いします。議案第101号、北広島町給水条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、平成31年4月1日より水道料金の改定を行うため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第95号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、総務課からご説明申し上げます。議案集3ページをお願いいたします。本条例は、国の人事院勧告に準じて、本町職員の給与改定を行うものでございます。主には、行政職給料表を若年層に重点を置き、民間との平均格差0.16%の穴埋めを埋めるため給与の引き上げを行うものでございます。その他の給料表につきましても、行政職給料表との均衡を基本に改定するものでございます。また、勤勉手当の年間支給月数を0.05月引き上げ、4.40月を4.45月に改定し、その他の所要の改定を行うものでございます。続きまして、議案集17ページをお願いいたします。議案第96号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本条例の改正につきましても、国の人事院勧告に準じまして、任期付職員の給料額の改定を行うものでございます。続きまして、議案集20ページをお願いいたします。議案第97号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。まず、1点目としまして、徴税関係に規定する督促手数料につきまして、

督促手数料は、申請に基づいて徴収する一般の手数料とは性格が異なることから、本条例から削除し、新たに税条例において規定するものでございます。また、21ページに記載しております分担金等の督促手数料につきましても、既に北広島町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例に規定されていることから、本条例から削除するものでございます。また、20ページに戻りますけれども、住民と町の情報共有、住民への情報公開を進める観点から、複写関係に規定しておりますコピー機によるもののうち、3番以内のものを1枚につき、白黒を20円と規定しておりますけれども、これを10円にし、カラーにつきましても、200円から100円に引き下げるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 税務課長。

○税務課長（浅黄隆文） 議案第98号について税務課からご説明を申し上げます。お手元に配付をしております税条例の一部改正の内容についての資料をご覧いただきたいと思っております。改正理由でございます。全国市町村の税条例の標準的な例を定めた市町村税条例（例）というものが総務省で定められております。今回これと北広島町の現在ある税条例を条文ごとと比較をいたしました。その結果、差が生じている部分について検討を行い、改正が必要なものについて修正するため、提案をさせていただきます。改正内容は、誤字などの字句修正、条例内の表現の統一、他の法律改正に伴う条や項番号のずれの修正など軽微な改正でございます。課税客体や課税標準、税率等の改正は含まれておりません。よって、今回この改正による納税者への影響は一切ございません。続いて、議案第99号、46ページでございます。根拠法である農村地域工業導入促進法の一部改正によりまして、課税免除を規定した条文、第10条が丸ごと削られました。よって、町条例の課税免除は根拠を失ったので条例を廃止をします。また、この条例を適用して、課税免除をした例は現在ございません。従いまして、廃止によって影響を受ける納税者はありません。続いて、議案第100号です。48ページでございます。固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例でございます。改正理由は、条例の根拠法である地域再生法の一部改正に伴い、条例が参照する条文にずれが生じたため、これを修正するもので、条例の趣旨、内容に変更はございません。また、不均一課税を行っている例もありませんので、影響はございません。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 議案第101号、北広島町給水条例の一部を改正する条例につきまして、上下水道課からご説明申し上げます。議案集51ページをお願いいたします。水道事業は、地方公営企業法に基づいた事業運営を行っており、独立採算方式を原則とするものでございます。現行の経営経理状況について精査を行いまして、将来にわたり、健全な経営を持続し、安定した給水を継続していくために水道料金収入の水準をおおむね現行の110%とする料金改定を行うため、給水条例の改正を行うものでございます。なお、水道料金の積算は、使用水量にそれぞれの単価を乗じたものを合計し、それに水道メータ使用量を合算したものに消費税率に1を加えた数値を乗じて計算するため、単価については税抜き表示としており、工事分担金、工事負担金についても税抜き表示に改めさせていただいております。改正施行日は、平成31年4月1日としておりまして、4月使用、5月徴収分から新料金にて実施するものでございます。併せて、水道料金は私債権であり、原則として督促手数料は徴収できないため、この項を削除いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（伊藤久幸） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上、7議案については、後

日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第102号 北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第12、議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第102号について説明します。議案集58ページをお願いします。議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例について説明します。本案は、北広島町豊平病院の経営形態を診療所に変更し、事業の運営を指定管理者に委託するため、条例の制定について町議会に提案するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例について、保健課からご説明申し上げます。議案集の58ページをお願いいたします。今回の条例は、北広島町豊平病院の経営形態を診療所に変更し、事業の運営を指定管理者に委託するものでございます。第1条の設置において、診療所は、国民健康保険診療施設であり、町立診療所であることとしております。第2条に、診療所の名称は、北広島町豊平診療所とします。第4条の任務として、国民健康保険診療施設の役割でございます予防と治療の一体的な提供を行い、健康増進に寄与することとしております。診療所での業務につきましては、第5条にありますように、通常の診療業務のほかに介護保険の指定居宅サービスを行うものとしてます。次のページをお願いいたします。診療所の管理につきましては、第6条にありますように、指定管理者に行わせるものとします。第9条には、利用料金でございます。利用料金は、指定管理者に収入として收受させるものとします。診療所における利用料金とは、診療報酬と指定居宅サービスの介護報酬などでございます。11条は、手数料を定めております。手数料の額につきましては、雄鹿原診療所、八幡診療所と同額としております。施行期日は、平成31年4月1日からの施行となります。この条例の施行に伴い、北広島町豊平病院事業の設置等に関する条例及び北広島町豊平病院事業利用料金及び手数料に関する条例は廃止いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第103号 指定管理者の指定について

- 議長（伊藤久幸） 日程第13、議案第103号、指定管理者の指定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、議案第103号について説明します。議案集63ページをお願い



します。議案第103号、指定管理者の指定について説明します。本案は、公の施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせる目的で指定管理者を指定するため、町議会に提案するものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第103号、指定管理者の指定について総務課からご説明申し上げます。議案集は63ページでございます。本案は、公の施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせる目的で指定管理者を指定するため、町議会の議決を求めるものでございます。施設の名称は、北広島町豊平診療所。施設の所在、北広島町阿坂4705番地。指定管理者となる団体の名称、医療法人明和会。代表者、理事長益田正美。所在、北広島町壬生433番地4。指定管理の期間でございます。平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第104号 広島県市町総合事務組合の規約の変更についてから

日程第16 議案第106号 工事請負契約の変更について

○議長（伊藤久幸） 日程第14、議案第104号、広島県市町総合事務組合の規約の変更についてから、日程第16、議案第106号、工事請負契約の変更についてまでの3議案を一括議題とします。以上、3議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第104号から議案第106号につきまして、一括して説明をします。議案集の65ページをお願いします。議案第104号、広島県市町総合事務組合規約の変更について説明します。本案は、広島県市町総合事務組合構成団体の名称変更に伴い組合規約を変更するため、町議会の議決を求めるものです。議案集67ページをお願いします。議案第105号、財産の無償貸付について説明します。本案は、財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、町議会に議決を求めるものです。議案集69ページをお願いします。議案第106号、工事請負契約の変更について説明します。本案は、工事請負契約の工期を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会に議決を求めるものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議案第104号、広島県市町総合事務組合規約の変更について、総務課からご説明申し上げます。議案集65ページをお願いいたします。本案は、広島県市町総合事務組合の構成団体である宮島競艇施行組合が事業運営の効率化を図るため、平成31年4月1日から地方公営企業法全部適用へ移行することに伴い、同組合の名称を宮島ボートレース企業団に変更することから、組合規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 議案第105号、財産の無償貸付について、財政課からご説明申し上げます。議案集の67ページをお願いいたします。財産の表示ですが、北広島町大元字大元265番1。土地については、学校用地6407㎡のうち約5193㎡。建物は、用途、学校校舎。構造、鉄筋コンクリート造3階建て。床面積1100.10㎡でございます。次に、北広島町大元字大元269番1。土地については、学校用地460㎡。建物は、用途、給食室。構造、鉄骨造平屋建て、床面積117.92㎡でございます。貸付の相手先は、山県郡北広島町川小田10075番地5、芸北分校あすなろプロジェクト会長長廣修でございます。貸付期間は、北広島町普通財産貸付事務取扱要領に基づき、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。なお、町または貸付の相手先から期間満了の日の3か月前までに契約を更新しない旨の通知をしない場合は、さらに5年間契約を更新する内容を付して財産を無償で貸し付けることについて、町議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 議案第106号、工事請負契約の変更について、建設課からご説明申し上げます。議案集は69ページ、70ページでございます。議案第106号、工事請負契約の変更について。1、工事名、上草田ため池災害復旧工事502/369。2、工事場所、北広島町川戸。3、変更工期、変更前、平成30年3月21日から平成31年2月28日まで。変更後は、平成30年3月21日から平成31年3月29日までです。4、請負者、広島県山県郡北広島町川戸4718番地1、小屋敷建設株式会社代表取締役小畑隆浩。この工事は、平成29年の7月豪雨災害に関する復旧工事でございます。工期を変更して、実施する必要があるため、変更仮契約を平成30年11月22日に締結しております。工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（伊藤久幸） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上、3議案については、後日、審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第107号 平成30年度北広島町一般会計補正予算（第4号）から

日程第27 議案第117号 平成30年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（伊藤久幸） 日程第17、議案第107号、平成30年度北広島町一般会計補正予算第4号から、日程第27、議案第117号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第2号までの11議案を一括議題とします。以上、11議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、平成30年度補正予算の概要について、一括して説明します。別冊の平成30年度補正予算書をお願いします。議案第107号、平成30年度北広島町一般会計補正予算第4号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億8000万円を追加し、予算の総額を166億1000万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、学校教育施設等へのエアコン設置整備事業の実施、人事院勧告に伴う人件費の補正、

7月に発生しました農林水産施設災害復旧費、町道における除雪費の増額などを行っております。なお、第2表に地方債補正を目的別に計上しております。次の仕切りをお願いいたします。議案第108号、平成30年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を24億700万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、保険基盤安定繰入金金の増額などを計上しております。次の仕切りをお願いいたします。議案第109号、平成30年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9900万円を減額し、予算の総額を8億1500万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、下水道新設事業の減額などを計上しております。なお、第2表に地方債補正を計上しております。次の仕切りをお願いいたします。議案第110号、平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額は変更しませんが、歳出予算において、人事院勧告に伴う人件費の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いいたします。議案第111号、平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4400万円を追加し、予算の総額を29億3400万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、地域密着型介護サービス給付費、介護予防サービス給付費などの追加を計上しております。次の仕切りをお願いいたします。議案第112号、平成30年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、予算の総額を5600万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、人事院勧告に伴う人件費の補正などを計上しております。次の仕切りをお願いいたします。議案第113号、平成30年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、予算の総額を2億100万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、人事院勧告に伴う人件費の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いいたします。議案第114号、平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、予算の総額を6億2200万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、伝送路保守委託費の増額などを計上しております。次の仕切りをお願いいたします。議案第115号、平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、予算の総額を2億9900万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、広域連合への保険料負担金の増額などを計上しております。次に、別冊の北広島町水道事業会計補正予算書をお願いいたします。議案第116号、平成30年度北広島町水道事業会計補正予算第2号です。本案は、収益的収入において、既決の収入予定額に107万3000円を追加し、収入予定額を5億6392万2000円とし、収益的支出において、既決の支出予定額から367万9000円を減額し、支出予定額を5億4110万3000円とするものです。また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を2341万4000円に改めるものです。今回、予算補正を行う主な内容は、浄水場施設の維持管理費の増額、人件費の減額などを行っております。次に、別冊の北広島町豊平病院事業会計補正予算書をお願いいたします。議案第117号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第2号です。本案は、収益的収入において、既決の収入予定額に1億円を追加し、収入予定額を4億1124万2000円とし、収益的支出において既決の支出予定額に1億円を追加し、

支出予定額を4億2779万5000円とするものです。また、第3条において、他会計からの補助金等の金額を一般会計補助金3億7941万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、運営交付金について追加を行うものです。以上、各会計の詳細につきましては、各担当から説明をいたします。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 議案第107号、北広島町一般会計補正予算第4号について、財政課からご説明申し上げます。事前に配付しております平成30年度12月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。見開きの左のページをお願いいたします。今回の補正におきましては、一般会計の補正額は7億8000万円の増額補正で、補正後の予算総額は、166億1000万円となります。編成上のポイントとしましては、学校教育施設等へのエアコン設置整備事業の実施、7月に発生しました農林水産施設災害復旧費の追加、除雪による冬季積雪時の町内生活道路等への安全確保などの追加でございます。下段には、当初予算からの補正の累計額を会計ごとに掲載しております。右のページをご覧ください。上段には、災害復旧に伴う予算措置の経過を記載しており、現在額は5億4318万円を計上しております。次に、12月補正における主要施策の一覧を掲載しております。なお、表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。一般会計では、1、みんなで創造する実りと活力のあるまちでは、多面的機能支払交付金の取り組み地区の新規採択など、1459万円を。2、誰もが愛着を持って暮らせるまちでは、雲月ふれあいセンタートイレ改修工事費200万円、新规定住者住宅建築補助金等820万円、学校教育施設等エアコン設置整備事業3億9075万円の追加など、総額で4億1606万円を。3、心身ともに健やかで安心して暮らせるまちでは、老人ホーム入所委託料528万円、人間ドック検診委託料180万円、豊平病院への補助金1億円の追加により、総額で1億708万円を。4、やすらぎと便利さを感じられるまちでは、町道除雪委託料1億3500万円の追加、道路改良事業費2610万円の減額、橋梁補修工事の追加等2310万円などにより、総額で1億3500万円を。5、住民と行政とが一体となって未来を創造するまちでは、県議会議員選挙費102万円の増額を計上しております。次に、補正予算書の第2表をご覧ください。第2表に地方債の補正を目的別に計上しております。主なものは災害復旧事業債、地域活性化事業債、過疎対策事業債の増額など、補正後の借入限度額を総額で19億7992万7000円とするもので、総額では3億6900万円の増額となります。以上で、一般会計補正予算第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 議案第108号、平成30年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。2款1項1目一般被保険者療養給付費について、500万円減額し、14億2663万5000円とするものです。2款1項2目退職被保険者等療養給付費については、400万円増額し、1528万6000円とするものです。2款2項2目退職被保険者等高額療養費については100万円増額し、304万6000円とするものです。これらは今年度の給付実績に基づき補正計上するものでございます。次のページをお願いいたします。4款3項1目総合保健施設事業費については、18万5000円増額し、2630万1000円とするものです。これは芸北ホリスティックセンター、豊平保健福祉総合センターに設置しております健康

管理システムの元号対応を行うものでございます。次に、戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。5款1項1目保険給付費等交付金ですが、160万9000円増額し、17億2052万5000円とするものです。これは普通交付金のうち特定健康診査分、特別交付金のうち保険者努力支援分の交付額確定による補正でございます。8款1項1目一般会計繰入金ですが、8万1000円減額し、1億6283万円とするものです。これは、交付額確定により、保険基盤安定繰入金を438万4000円増額し、職員給与等繰入金を446万5000円減額するものです。8款2項1目財政調整基金繰入金については、基金の繰り入れの必要がなかったことから52万8000円減額するものでございます。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 議案第109号、平成30年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号につきまして、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書、歳出事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。歳出、1款1項1目一般管理費の公課費を74万7000円の増額、2款1項1目下水道新設費を1億9961万円の減額、2款1項2目下水道管理費を2万5000円の増額、4款1項1費予備費を16万2000円減額いたしまして、合計1億9900万円の減額をお願いするものでございます。総務管理費の一般管理費74万7000円の増額でございますが、これは平成29年度分の消費税の確定に伴う不足額について増額をするものでございます。次に、下水道新設費の1億9961万円の減額でございますが、2節の給料から4節共済費の合計25万1000円は人事院勧告などによる補正でございます。15節の工事請負費の1億9442万4000円は、社会資本整備事業といたしまして、本年度より工事を実施しております千代田浄化センター増設工事について、当初予定しておりました社会資本総合整備交付金の交付額が減額になったことによりまして、本年度は工事を縮小して行っているため、予算の減額をするものでございます。そのことに関係いたしまして、13節の委託料543万7000円の減額でございますが、これは、千代田浄化センター増設後に県営千代田工業団地の下水を接続する設計業務の委託を見送ったための減額でございます。次に、下水道管理費の職員給与費2万5000円の増額は、人事院勧告などによる補正でございます。これに予備費の16万2000円の減額を合わせまして、歳出合計1億9900万円の減額をするものでございます。また、それに対する歳入でございますが、1枚戻っていただきまして、歳入事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。歳入1款1項1目の使用料を355万円の増額、3款1項1目下水道事業費国庫補助金を1億500万円の減額、4款1項1目一般会計繰入金を385万円の増額、7款1項1目下水道債を1億140万円減額いたしまして、合計で、歳出と同額の1億9900万円減額するものでございます。続きまして、議案第110号、平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号につきまして、引き続き、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書の歳出事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。歳出1款1項1目一般管理費を12万5000円増額し、予備費を12万5000円、調整により減額するものでございます。総務管理費の一般管理費、2目給料から4目共済費の合計12万3000円の増額は、人事院勧告によるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第111号、平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算第

3号につきまして、保健課からご説明させていただきます。歳出の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費でございます。介護職員の定着及び介護人材の確保、スキルアップを目的に、介護職員研修受講費用の一部助成を行っております。当初予算では、20名分を計上しておりましたが、研修受講者で該当されると見込まれる方が、25名を超えることが予測されるため、10名分を増額いたしました。1人に3万円の助成でございます。次に、2款保険給付費でございます。保険給付費は、1項の介護サービス等諸費及び4項の介護予防サービス等諸費を合わせて3800万円の増額補正でございます。本年度の現在までの給付状況をもとに年額を推計し、不足が見込まれる給付費の増額補正を計上しております。3目の地域密着型介護サービス給付費のところでございます。1900万円の増額補正でございます。これは、地域密着型サービスのうち小規模多機能型居宅介護の利用者の介護度が、高くなっていることが要因と考えられます。次に、4項1目の介護予防サービス給付費でございます。要支援1、2の方の訪問リハビリ、通所リハビリの利用者が増え、給付費が増えています。介護予防計画費は、ケアマネジャーが立てる要支援1、2の方のケアプランの作成に要する費用でございます。補正額1900万円でございます。次のページをお願いいたします。4款1項1目の介護予防生活支援サービス事業費でございます。第1号訪問事業は、要支援1、2の方の訪問介護の利用が増え、給付費が増えているためでございます。補正額106万3000円でございます。4款3項1目、3目につきましては、人事院勧告に係る給与改定などによるものでございます。4款4項1目の審査支払手数料は、第1号訪問事業に係る審査支払手数料でございます。次のページをお願いいたします。7款1項2目の償還金は、地域支援事業交付金の確定による返還金394万8000円でございます。下段の8款1項1目予備費は調整額でございます。次に、歳入の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。1款1項1目第1号被保険者保険料は、財源の振り替えでございます。次の3款1項の国庫負担金及び3款2項の国庫補助金、次のページの4款1項の支払基金交付金、5款1項の県負担金、5款2項の県補助金につきましては、先ほどの保険給付費及び地域支援事業費の増額に伴うものでございます。1ページの下段にあります3款2項4目の保険者機能強化推進交付金でございます。これは、今年度から新たに市町村の自立支援重度化防止のために創設された国の交付金であり、地域支援事業の事業費に充てる予定でございます。現時点では、交付金額等がまだ未定であり、歳入の予算項目の新設のみ行っております。3ページの下段の7款1項でございます。一般会計繰入金は914万円の増額補正でございます。5ページをお願いいたします。7款2項の基金繰入金は90万1000円の増額補正でございます。保健課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） ここで暫時休憩いたします。11時25分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 16分 休憩

午前 11時 25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤久幸） 再開します。農林課長。
- 農林課長（落合孝治） 議案第112号、平成30年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号について、農林課から説明申し上げます。電気事業特別会計予算、事項別明細書の歳出、1ページ及び2ページをご覧ください。1款1項1目の一般管理費を124万7000円減額し、800万2000円とするものです。これは人件費の補正ほか、主として電気・電力料金充当補助金及び繰出金の額を補正するものです。続いて歳入を説明します。前に戻っていただいて、事項別明細書歳入の1ページ及び2ページをご覧ください。3款1項1目一般会計繰入金を100万円減額し、100万2000円とするものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 議案第113号、平成30年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号につきまして、保健課から説明させていただきます。歳出の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。1款1項施設管理費、1目一般管理費につきましては、雄鹿原診療所及び歯科診療所、八幡診療所の職員の給与費でございます。人事院勧告に係る給与改定などにより、26万4000円の増額でございます。5款予備費は、端数調整、補正額23万6000円でございます。歳入の事項別明細の1、2ページをお願いいたします。3款1項1目の一般会計繰入金を50万円増額し、補正後6349万8000円といたします。保健課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） 議案第114号、平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号につきまして、総務課からご説明申し上げます。歳出事項別明細書をお開きください。2款1項1目情報化施設管理費の委託料を820万9000円増額するもので、これは、新規及び移転に伴う伝送路保守の委託料の増によるものでございます。歳入の事項別明細書をご覧ください。2款1項1目使用料を423万2000円増額するもので、これはインターネット等の加入者増に伴う使用料の増によるものでございます。5款諸収入に係る雑入を376万8000円増額するもので、これは移転補償費の収入でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長（伊藤久幸） 町民課長。
- 町民課長（迫井一深） 議案第115号、平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、町民課よりご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費についてですが、34万1000円増額し、111万円とするものです。これは、システム更新に係るLAN配線等の作業を行うものです。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金についてですが、420万8000円増額し、2億9599万3000円とするものです。これは、保険料負担金のうち現年度分を468万9000円減額し、過年度分を889万7000円増額するものでございます。戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項の保険料ですが、468万9000円減額し、1億8305万7000円に。4款1項1目の事務費繰入金は138万9000円減額し、1億371万9000円に。5款1項1目の繰越金を1107万8000円増額し、1107万9000円にするものです。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 議案第116号、平成30年度北広島町水道事業会計補正予算第2号につきまして、上下水道課からご説明を申し上げます。別冊の水道事業会計補正予算書の7ページ、水道事業会計補正予算説明書をお願いいたします。収益的収入及び支出についてでございますが、まず、収入の部、1款2項6目雑収入の1節その他雑収入の107万3000円の増額は、落雷による機器の破損や他工事の施工時に水道管に損傷を受けたものなどに対する保険料の入金によるものでございます。次に、収益的支出の1款1項1目原水及び浄水費の8節動力費の増額は、壬生浄水場の取水施設などの施設整備により、電気代が増加したために280万円の増額をお願いするものでございます。11節の補償料の363万7000円の減額は、壬生浄水場取水に係る減電補償額の決定によるものでございます。続きまして、4目総係費につきましては、人事院勧告などにより、合計284万2000円の減額をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第117号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第2号について、保健課からご説明申し上げます。別冊のほうをお願いいたします。予算に関する説明書の3ページ、一番最後のページとなっております。収入でございます。収益的収入、1款の病院事業収益の2項医業外収益の2目の他会計補助金についてでございます。今年度の指定管理料は2億5000万円での運営でございますが、無床診療所への転換の方針を出したこと及び現指定管理者の指定管理期間満了により、1月ごろから入院や外来患者数の減少も予測されます。これらのことから、収益の減少が見込まれ、経営状況の悪化が予想されることから、医業収益の落ち込みに対応できるよう、1億円の補正を上げております。この1億円の補助金につきましては、一般会計から病院事業会計へ繰り出しますが、当然、必要な額だけを使用し、残れば返金いたします。補正前3億1124万2000円を補正額1億円、補正後4億1124万2000円でございます。次に、下段の支出でございます。1款病院事業費用、1項医業費用の1目の経費に1億円の増額、これは、先ほどの運営補助金の補正増分を運営交付金として、病院事業の運営費用として支出するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（伊藤久幸） これをもって、提案理由の説明を終わります。補正予算関係11議案については、後日、審議、採決を行います。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、12月12日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしく申し上げます。本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 37分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~